

# 所得税の確定申告・住民税の申告相談

令和4年分の所得税の確定申告と令和5年度住民税(町民税・県民税)の申告相談を以下の日程で行います。

新型コロナウイルス感染症対策を実施しています。

◆申告会場入口の検温と消毒にご協力ください。発熱などの症状がある方や体調のすぐれない方は、後日改めてご来場いただくようお願いします。◆会場内では、常時マスクの着用をお願いします。◆定期的に換気を行います。暖かい服装でお越しください。

## 新型コロナウイルス感染防止の観点から自己申告を推奨しています。

- ・確定申告書は、国税庁のホームページの「確定申告書等作成コーナー」で作成し、e-Taxで送信するか郵送で提出することができます。
- ・住民税(町民税・県民税)申告書は、町ホームページから用紙をダウンロードして作成し、郵送で提出できます。希望者には、用紙を郵送いたしますので、役場税務課町民税係にお問い合わせください。



**提出先** 所得税の確定申告書：諏訪税務署あて 〒392-8610 諏訪市清水2-5-22  
住民税申告書：下諏訪町 税務課 町民税係あて 〒393-8501 下諏訪町4613番地8

## 【町での申告相談・税理士による無料確定申告相談 会場：町庁舎4階 講堂】

内 容	日 程 (土日祝日を除く)	時 間
町職員による確定申告 ・住民税申告相談	令和5年2月16日(木)～3月15日(水) (還付申告のみ2月14日(火)から受け付けます)	午前の部：9時～正午 ※ 午後の部：1時～4時
税理士による 無料確定申告相談	令和5年2月16日(木)～2月27日(月)	午前の部：9時～正午 ※ 午後の部：1時～3時

※正午から午後1時まではお昼休みになりますので、午前の受付は11時45分までとなります。

### 注意

以下の方は町での申告相談・税理士による無料確定申告相談ではお受けすることができません。諏訪税務署で申告いただくか、個別に税理士または税理士法人にご相談ください。

- ◆住宅借入金等特別控除を初めて受ける方 ◆土地・建物など資産の売却等をした方(譲渡所得)
- ◆税理士または税理士法人が関与している法人の役員 ◆災害による雑損控除を受ける方 ◆過年度の申告
- ◆事業所得、農業所得、不動産所得及び雑所得を有する方で前年所得金額が300万円超の方
- ◆株式の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の特例の適用を受ける方 ◆亡くなられた方の申告
- ◆外国からの退職金など、源泉徴収されないものがあつた方 ◆退職所得、贈与税、消費税、青色申告をされる方



## ◆申告相談の際 お持ちいただくもの◆

◇税務署からの申告お知らせがき、または利用者識別番号の通知書(届いている方のみ)

◇所得の証明となる書類

- (例) ・給与、公的年金等の源泉徴収票(複数箇所から支払を受けている場合はすべて)  
・報酬の支払調書やシルバー人材センターの配分金支払証明書など  
・営業、農業、不動産所得のある方は **作成済みの収支内訳書**

◇控除の証明となる書類

- (例) ・生命保険料、地震保険料の控除証明書・国民年金保険料の控除証明書  
・医療費控除に関するもの

※職員による集計は行いませんので、事前に受診者および医療機関ごとに集計した明細書をお持ちください。

- ・寄附金受領証 ← ふるさと納税をされた方は必ずお持ちください
- ・障害者手帳など

◇前回の申告書控え、収支内訳書控え

◇預金通帳(所得税が還付される場合の振込先)

◇マイナンバーカード(個人番号カード)

※カードをまだお持ちでない方は、以下の①と②をご用意ください。



### 【マイナンバーカード】



### ①マイナンバー確認書類

- マイナンバーが記載された住民票
- 通知カード(住所・氏名が住民票に記載されている事項と一致しているもの)

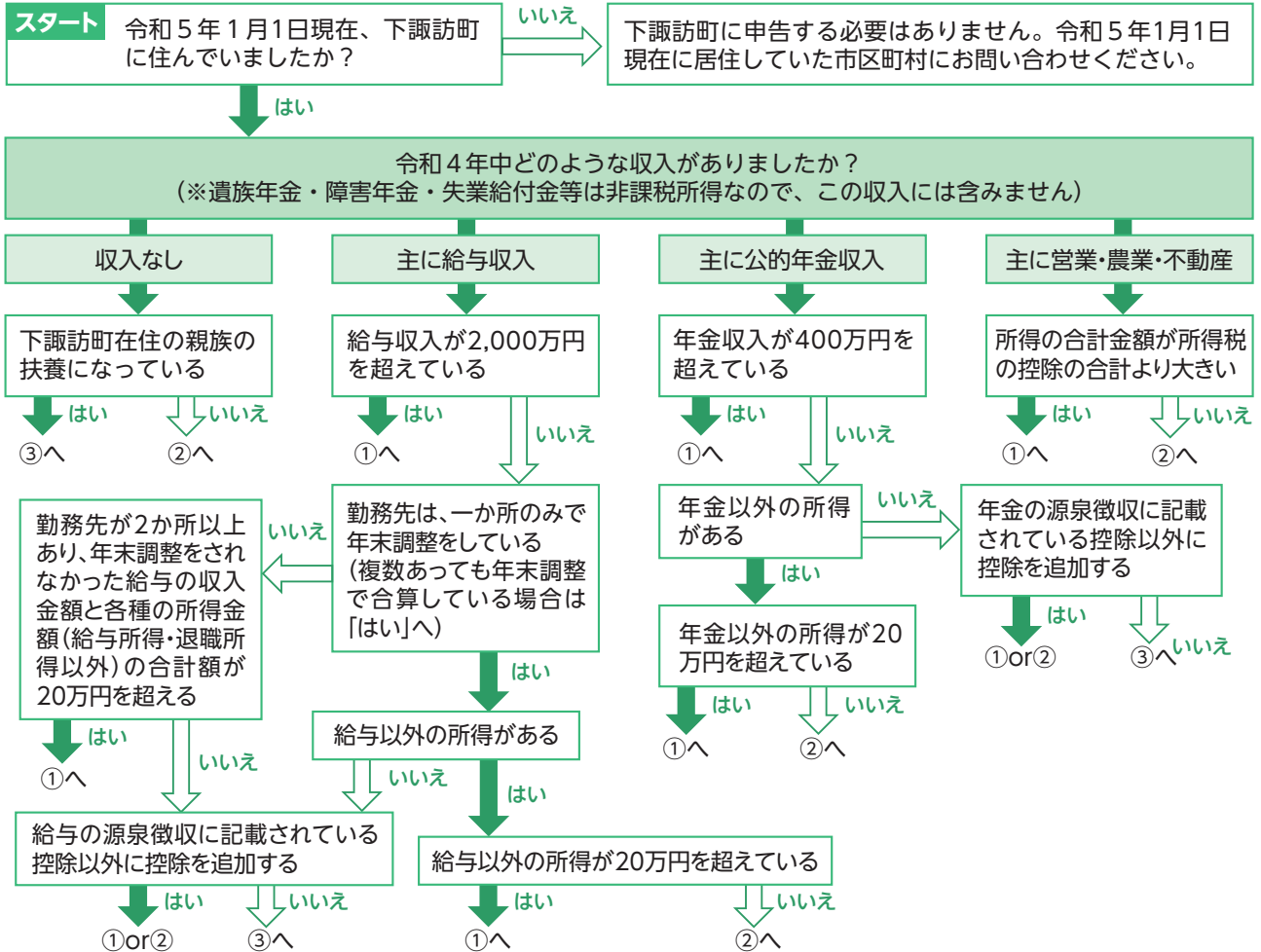


### ②身元確認書類

- 運転免許証
- 公的医療保険の保険証
- パスポート
- 障害者手帳
- 在留カード
- などのうちいずれか1つ

■ 問い合わせ 下諏訪町 税務課 町民税係 ☎78-7375 (直通)

## ～あなたは申告が必要？確認してみましょう！～



フローチャート判定結果 ※フローチャートは一般的な例となります。ご不明な点はお問合せください。

①	所得税の確定申告が必要です。	所得税の確定申告をすれば、住民税の申告は必要ありません。確定申告書「住民税・事業税に関する事項」欄に該当する事項・金額があれば必ず記入してください。
②	住民税の申告が必要です。1月16日から役場2階町民税係で受付可能です。	所得税が源泉徴収済みで、申告によって所得税の還付を受ける場合は、確定申告が必要です。(①or②の場合、追加の控除があり、所得税の還付を受ける方は確定申告が必要です。)
③	確定申告、町・県民税の申告は必要ありません。	一年間の収入がなく、税法上の扶養になっている方でも、各種手当を申請する際に、町・県民税の申告が必要になる場合があります。

## 諏訪税務署から確定申告のお知らせ

### ◇自宅からスマホで確定申告

確定申告には、ご自宅からスマホ・パソコンでご利用いただけるe-Tax・スマホ申告が便利です。国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」を用いて、確定申告会場に出向かなくてもe-Taxで申告書を提出できます。今年の確定申告では、新型コロナウイルス感染症の感染防止の観点からも、ぜひご自宅からe-Tax・スマホ申告をご利用ください。

### ◇所得税・個人消費税・贈与税の確定申告会場を次のとおり開設します。

**開設期間** 2月1日(水)から3月15日(水)まで(土・日・祝日を除きます。)

**相談受付** 午前8時30分から午後4時まで

**相談開始** 午前9時から

**会場** 諏訪税務署1階

確定申告会場の入場には、当日配付又は国税庁LINE公式アカウントから事前に取得した入場整理券が必要です。

※スマホをお持ちの方は、確定申告会場において、基本的にスマホを利用して申告書を作成していただきます。

※確定申告会場に来場される際は、マスクを着用していただき、できる限り少人数でお越しください。

※入場の際に検温を実施しています。咳・発熱等の症状のある方は入場をご遠慮いただく場合があります。

※午後4時前であっても、相談受付を終了する場合があります。

■ お問い合わせ 諏訪税務署 〒392-8610 諏訪市清水2-5-22 ☎52-1390(自動音声案内)